

# 賞与等の取立金額計算書

①～⑨の欄に入力してください。

賞与等 明細書	賞与等の総額	①	円	→
	源泉徴収所得税	②	円	→
	源泉徴収住民税	③	円	→
	社会保険料(雇用保険料等)	④	円	→

賞与等支給額	1,000円未 満切捨て	A	円
上記給与等から控除された源泉所得税額	1,000円未 満切上げ	B	円
上記給与等から控除された源泉住民税額	1,000円未 満切上げ	C	円
上記給与等から控除された社会保険料	1,000円未 満切上げ	D	円
$A - (B + C + D) =$			(1) 円

賞与等を支払う月分の給与等の額

給与等 明細書	給与等の総額	⑤	円	→
	源泉徴収所得税	⑥	円	→
	源泉徴収住民税	⑦	円	→
	社会保険料(雇用保険料等)	⑧	円	→

賞与等を支払う月分の給与等支給額	1,000円未 満切捨て	a	円
上記給与等から控除された源泉所得税額	1,000円未 満切上げ	b	円
上記給与等から控除された源泉住民税額	1,000円未 満切上げ	c	円
上記給与等から控除された社会保険料	1,000円未 満切上げ	d	円
$a - (b + c + d) =$			(2) 円

(1) + (2) = (3) 円

生計を一にする親族の数 ⑨ 人 →

国税徴収法施行令第34条の金額 $100,000円 + (45,000円 \times \text{人}) =$	1,000円未 満切上げ	E	円
---	-----------------	---	---

※⑨「生計を一にする親族の数」については、貴社あて差押通知書に同封した計算シート記載の人数を入力してください。

$(3) - E \times 20/100 =$ 又は、E×2のいずれか少ない金額	1,000円未 満切上げ	F	円
$(2) - E \times 20/100 =$ 又は、E×2のいずれか少ない金額	1,000円未 満切上げ	F'	円

★ご注意ください★

右の算出された、取立金額は、あくまでも賞与のみの取立金額です。例月の給料については、別途計算していただき、ご送金いただく必要があります。

取立金額(桐生市役所に支払う金額)

$(2) \geq E$ のとき 取立金額 $(1) - (F - F') =$ $(2) < E$ のとき 取立金額 $(3) - (E + F) =$		円
--	--	---

※ A、aの金額については、1,000円未満(日給その他月に満たない期間単位の給与については、100円未満)の端数を切り捨て、B、b、C、c、D、d、E、e及びF、fの各金額については、1,000円未満の端数を切り上げてください。